

東アジア研究会規約

第1章 総則

第1条（目的）

本会は、東アジア及びその文化、歴史、社会、経済、政治等を総合的に研究する会である。本規約は、本会の基本理念を追求するため、会組織、運営、活動等について定める。

第2条（名称）

本会は東アジア研究会と称する。

第2章 会員の資格と規定

第3条（会員）

本会は、本会の基本理念に賛同する中央大学々生を以て正会員とする。但し、中央大学卒業生及び通信教育部学生である者は準会員として所属する事が出来る。
尚、本規約で会員とある場合は正会員、準会員の両者を指して言う。

第4条（会員の責務）

会員は、会の活動等に付いて可能な限り討議や決定に参加しなければならない。
会員は、会の規約を遵守し、本会の基本理念の実現に努めなければならない。
会員は、会費を納めなければならない。但し、会費に付いては会議の上、別の規程で定める。

第5条（会員の活動規定）

会員は、幹事会の許可無しに、会の名を利用してはならない。但し、会員の勧誘を行う場合は別である。
会員は、会の決定に反する意見を、会の名で勝手に発表する事をしてはならない。

第6条（禁止事項）

本会に所属する会員は、次の各号に該当する行為を行ってはならない。
一 刑事事犯等、倫理に反し、亦は有罪判決を受ける等、会の品位を汚す行為
二 会の決定に違背する等、会議に背く行為
三 活動上、会の結束を乱す行為

第7条（退会）

会員は退会できる。会員が退会する時は、幹事会に、その事情を陳べ承認を求める。幹事会は、その事情を検討し、会議にはかり、退会を認める。但し、規則違反行為を行った場合は、それに対する処分が先行する。

第3章 会機関

第1節 役員

第8条（代表）

本会に、代表を置く。
代表は、会の最高責任者であつて、会を代表し会務を統括する。
代表は、総会において選出し、その任期は1年とする。但し再任は妨げない。
代表の欠けた場合に選出された代表の任期は、前代表の残任期間とする。

第9条（幹事会）

本会に、代表がこれにあたる代表幹事と、代表の選任による若干名の幹事から成る幹事会を置き、会運営及び会の規律並びに会全般に亘る意思決定と執行を行う。

第2節 総会

第10条（役割）

総会は会の最高議決会であり、会全体がその決定を遵守しなければならない。
総会の議案及び会運営等必要な事項は、幹事会において決定する事が出来る。

第11条（構成）

総会は、過半数の会員を以て構成する。

第12条（定期総会及び臨時総会）

定期総会は年1回上半期に、会首が幹事会の議を経て招集する。
代表は、幹事会の要請があつたとき、早期に臨時会大会を招集することが出来る。

第13条（開催要件及び議決要件）

総会は、構成員の二分の一以上の出席がなければ開く事が出来ない。
議事は、正会員の過半数で決し、可否同数の時は、代表の決する処に依る。
但し、議決に当り準会員は議決に参加する事が

出来るが、その票は参考票としてのみ有効とする。

総会の重要でない議事は、インターネット等の通信網上に於ても決する事ができる。その場合、議決には会員の7割以上の賛同を必要とする。

第4章 違反行為

第14条（違反の調査）

代表は、会員が規則に反する行為を行ったと思われる場合には、速やかに調査を行って事実を確認し、必要な措置または処分を行わなければならない。

2 代表は、前項に関する事項を第三者的会員に委ねる事ができる。

第15条（査問委員会）

本会は、総会での合議の上、査問委員会を置く事が出来る。

第16条（措置及び処分）

代表は、会員が倫理規範に反する行為を行ったと判断した場合、査問委員会の賛同を得て、以下の各号に掲げる執行上の措置または会員の身分にかかる処分を行うことができる。

一 措置

代表による注意

代表による訓戒、戒告

会の役職の一定期間内の停止または解任

二 処分

1ヶ月から2年の期間、会の活動への関与の禁止

会員資格の停止

退会命令

除籍

2 代表は、前項の措置及び処分を、重ねて行うことができる。

第5章 会計及び予算等

第1節 会計及び予算等

第17条（経費及び予算等）

本会の運営のため予算等を定める。

第18条（会計年度及び決算）

会計年度は毎年4月1日からの一年間であり、前年度の決算は、幹事会の承認を得て、総会に

報告する。

第2節 会計人

第19条（設置及び役割）

本会に、会計人を置き、会の経理を監査する。

第20条（構成及び任期）

会計人は、会員から1名を総会で選出する。

会計人の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第6章 補則

第21条（規約の改正）

本規約の改正は、総会の議決により行うものとする。

第22条（規約に係る疑義等）

本規約に規定されていない事項又は本規約の解釈、運用等に係る疑義については、公序良俗に基いて幹事会が決定する。